

定 款

共同ピーアール株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、共同ピーアール株式会社と称し、英文ではKYODO PUBLIC RELATIONS CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内及び海外の各企業のピーアールを国内に対し、又は国外に対し、あるいはその双方に対して行う
2. 前号ピーアールの技術に関する研修会、講習会の開催
3. 有価証券に対する投資事業
4. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
5. 労働者派遣事業
6. クライアントのブランディングビジネスに関する業務
7. コンテンツビジネスに関する業務
8. ダイレクトマーケティングに関する業務
9. 広告代理業
10. 有料職業紹介事業
11. 人材の育成、能力開発、技能向上に関する教育及びカウンセリング業
12. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,512 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の売渡請求することができる権利

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

- ② 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すこととなる数の単元未満株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び売渡、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び売渡、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項及び本定款の定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集地)

第 14 条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、その決議において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第 22 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該議案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、業務執行取締役等ではない取締役との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

(相談役及び顧問)

第 33 条 取締役会の決議によって、相談役及び顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 34 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第 36 条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(監査役の任期)

第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第 38 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 39 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

- ② 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 41 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定めがある事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 42 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 43 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(員 数)

第 45 条 当会社の会計監査人は、1 名以内とする。

(選任及び任期)

第 46 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

- ② 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 47 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 48 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 49 条 当会社は、剰余金の配当その他の会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 50 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
- ③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間等)

第 51 条 期末配当金及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金及び中間配当には利息をつけない。

平成 19 年 3 月 28 日 改定
平成 21 年 3 月 27 日 改定
平成 22 年 3 月 26 日 改定
平成 23 年 3 月 29 日 改定
平成 24 年 3 月 29 日 改定
平成 28 年 3 月 30 日 改定
平成 30 年 3 月 29 日 改定
平成 30 年 5 月 29 日 改定
2020 年 3 月 26 日 改定